

新公審査答申（個）第47号
令和5年9月14日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年3月17日付け、新行経第553号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年10月27日付けで行った審査請求は、審査請求の理由がないことから、これを却下する。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年9月30日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、令和3年9月30日までに実施機関が公文書を間違え、補正をしないで手続きを進め対応した事がわかるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年10月13日、実施機関は、本件請求保有個人情報について、令和3年9月3日及び同年9月9日に、審査請求人による個人情報開示請求に対する決定等の起案及び対応記録（以下「本件対象保有個人情報」という。）と特定し、そのうち、対応記録は作成しておらず、個人情報を保有していないとして、一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年10月27日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和5年3月17日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「一部開示の処分の公文書を間違え、事実を無視した処分を、審査庁も公文書を間違え私に補正させない処分。受付で補正をしないと、教唆・幫助として公文書の間違いをわざと補正しないのに処分。」

なお、審査請求人から反論書の提出はない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

個人情報開示請求の際、窓口にて担当者が請求人の請求内容に関し、処分担当課に何を求めているのか確認したところ、令和3年9月3日及び同年9月9日に請求のあった個人情報開示請求の決定に関する起案及び対応記録と聞き取りした。起案は処分担当課で保有しているものを請求対象文書として特定し、対応記録は市民対応において記録は作成しておらず、請求に係る個人情報を保有していないことから、本件決定を行ったもの。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求の対象となる個人情報を一部保有していることから、本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。

2 審査庁から提出された経過説明書によると、審査請求人は、開示するとした本件対象保有個人情報の閲覧をしなかったとの記載がある。

そこで、当審査会は、審査請求人の閲覧の有無について、実施機関に改めて確認したところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報の閲覧をせずに本件審査請求がなされたことが確認できた。

そうすると、審査請求人は閲覧をしていないにも関わらず、本件決定に関係のない主張をして本件審査請求がなされていることから、行政不服審査法第2条にある「行政庁の処分に不服がある者」に該当しないといえる。

したがって、本件審査請求には理由がないことから、審査請求人が行った本件審査請求は却下する。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
-------	----

令和5年 3月30日	実施機関の諮問書を受理
令和5年 7月10日	審査会開催（第1回）
令和5年 8月23日	審査会開催（第2回）
令和5年 9月 6日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子